

枚方市建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号許可の一括同意基準

1. 目的

建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づく許可を行う際、次の各基準に適合した場合、公益上必要な建築物で通行上支障がないものと認められるものとして、あらかじめ枚方市建築審査会の同意を得たものとして取扱うものとする。

2. 許可基準

(適用範囲)

第 1 道路内に建築する建築物は、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 道路管理者又は公共交通機関であるバス・鉄道・タクシー事業者が設ける上屋
- (2) 「枚方市バリアフリー基本構想」の趣旨に合致した上屋

(適用の条件)

第 2 建築物の位置・構造・規模等については、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 設置場所は道路の歩道上（駅前広場等を含む）とする。
- (2) 道路管理者以外の者が設置する場合は、建築物の位置について当該道路管理者との協議が整っていること。
- (3) 柱は片側（車道寄り）に設けるものとする。
- (4) 上屋の周囲は外気に十分開放されていること。
- (5) 路面から上屋までの有効高さは 2.5 メートル以上とする。
- (6) 上屋の幅は 2 メートル以下とする。
- (7) 建築物の主要構造部は不燃材料とし、他の建築物又は工作物と接続しないこと。
- (8) 雨水は車道側へ排水すること。

3. 枚方市建築審査会への報告

市長はこの一括同意基準に基づき許可した場合は、速やかに枚方市建築審査会に報告するものとする。

(附則)

この一括同意基準は、平成 27 年 6 月 19 日より施行する。

この一括同意基準は、令和元年 10 月 31 日より施行する。